

◎岡山県告示第三十九号

平成三十年岡山県告示第二百六十三号及び平成三十一年岡山県告示第四十号により指定した土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の一部について指定を撤回する。

令和八年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 指定を一部撤回する形質変更時要届出区域  
総社市清音古地無番地の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物
- 三 規則第五十八条第五項第十号から第十三号までの該当の有無  
規則第五十八条第五項第十号に該当
- 四 指定を一部撤回する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもつてこれに代える。